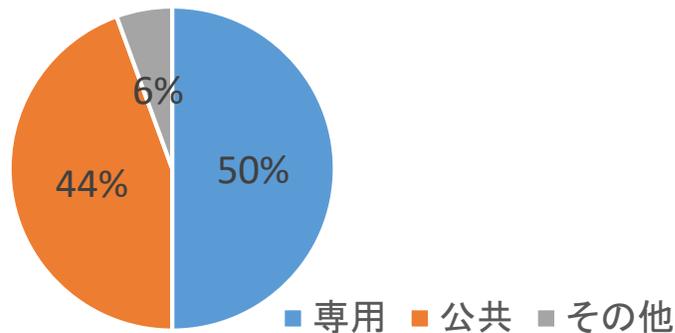


佐藤元海上保安庁長官提出資料

1 「公共インフラ整備・利活用」を進める仕組みについて

- 公共インフラ利活用における現行上の問題点
 - ・ 大型巡視船を平成28年度の62隻から令和3年度には70隻まで、航空機は74機から92機に増強し領海警備体制を強化。今後も整備を進める予定
 - ・ 今後、巡視船や航空機の専用可能な係留岸壁や格納庫の不足が懸念
- 今後、巡視船の係留岸壁や航空機の格納庫をさらに確保していく上で、新たな仕組みは必要
- また、武力攻撃事態時における住民避難や緊急輸送等の国民を守る業務を円滑に行うためにも、新たな仕組みは有益

公共岸壁：専用岸壁の比率（第十一管区）



公共岸壁利用状況



海保専用岸壁



2 海上保安庁の能力強化の必要性について

- 我が国の基本的価値観の一つである「法の支配」、その担い手である海上保安庁は、戦後、海上法執行機関として創設され、海上で発生した様々な国際問題に対し、一貫して法に基づき冷静かつ適切に対処することにより、事態をエスカレートさせることなく、平和的に収めてきた歴史と実績（海上法執行機関の重要性と安全保障上の抑止力としての機能）
- 現在も、尖閣諸島をはじめ、北方四島、日本海大和堆、竹島などの海域において日夜、外国の公船、調査船、漁船等と対峙。平時における「平和の盾」として、最前線で活動

尖閣周辺海域における領海警備



九州南西海域工作船事件



国際連携・能力向上支援



2 海上保安庁の能力強化の必要性について

- 万一、**武力攻撃事態**になった場合においても、**自衛隊と緊密な連携を図りつつ**、**外国公船、偽装漁船などへの対処はもとより、航行船舶や操業漁船の避難誘導、離島住民の避難、緊急輸送、海難救助等の海上保安業務に従事**
- 日本を取り巻くこれからの安全保障環境を踏まえれば、**海上保安庁の抑止力・対処力としての役割は以前にも増して重要**
- 広大な我が国周辺海域の平和と秩序を守るため、**海上保安庁の勢力増強は我が国にとって必要**

海保・自衛隊の連携強化



巡視船・航空機の増強

